

鳥インフルエンザA（H7N9）への対応について

平成25年4月26日（金）（16：00）現在
※下線は昨日からの更新部位

内閣官房新型インフルエンザ等対策室
各項目の照会先は文末をご参照ください

1. 事態の概要

- 本年3月31日に中国政府が3名の感染を公表。
- 現在までの発生状況は以下のとおり。
 - ・ 感染が確定した者：113名（うち死亡者 23名）
 - ・ 患者との濃厚接触者：1000名以上（WHOの公表に基づく）
 - ・ 発生地域等：上海市33名（うち死亡者12名）、北京市1名、
江蘇省24名（うち死亡者4名）、安徽省4名（うち死亡者1名）、
浙江省44名（うち死亡者6名）、河南省4名、山東省1名
江西省1名、台湾1名
- ・ 特記事項：
 - ※ 江蘇省で患者との接触歴のある者1名にインフルエンザ様症状があるとの報告があるが、現在詳細を確認中である。
 - ※ 4月13日の中国衛生計画生育委員会の報告によれば、上海市57歳男性患者は上海市52歳女性患者と夫婦関係にあるとのことである。なお、同委員会は夫の発病が妻からの伝染によると判断するには材料が不足していると認識している」との見解を示している。
 - ※ 4月14日北京市政府の発表によれば北京市で無症状の4歳男児からA(H7N9)ウイルスが検出されたとの報告がある。現在詳細確認中。
 - ※ 4月18日の中国衛生計画生育委員会による発表によれば、上海市87歳男性患者の一家3名の症例について、回復して退院した長男については、血清抗体の検査を実施し、確定症例としたところ。次男については死亡したためサンプルが得られていない。親子3人が共に家畜或いはその他の汚染源に暴露したのか、お互いの間で伝染したのかについては最終的な結論がでていない。

2. 感染状況

- 国立感染症研究所がウイルスの遺伝子情報を解析した結果、ウイルスがヒトへの親和性を有している可能性があることが指摘されており、現在詳細を確認中。
- 中国のWHO共同センターによる暫定的な検査結果によれば、このウイルスはノイラミダゼ阻害薬（オセルタミビル（商品名：タミフル）とザナミビル（商品名：リレンザ）に感受性があると示唆されている。
- 〈4月4日の中国農業省による発表〉上海市内の卸売市場で採取したハトのサンプルから

A (H7N9) ウイルスを検出したと発表。

- 〈4月5日の中国農業省による発表〉上海市内の3か所の市場で738サンプルを採取し、うち19サンプル(鶏、ハトなど)からA(H7N9)ウイルスを検出。
既にハトで検出されていたA(H7N9)ウイルスと相同性が高かった(※)。市場の閉鎖、鶏などの焼却処分、清掃・消毒などを実施。
※ 遺伝子配列が似ているということ。
- 〈4月7日の中国CDC(疾病予防管理センター)による発表〉検査キットを国内の409のインフルエンザ検査施設や研究所等に配布を開始。
- 〈4月9日の中国CDCによる発表〉中国CDCのナショナルインフルエンザセンターはヒトから検出されたA(H7N9)ウイルスを、WHOや海外の4つのインフルエンザリファレンスセンター等に出荷。(4月10日に国立感染症研究所に到着)
- 4月10日時点で、中国政府からOIE(世界獣疫事務局)に対して、安徽省、浙江省及び江蘇省内の生鳥市場で採取された鶏11羽、アヒル3羽のサンプルからA(H7N9)ウイルスが検出された旨、報告されている。施設の消毒、鳥の殺処分等の措置が取られている。
- 4月16日に、中国政府からOIE(世界獣疫事務局)に対して、江蘇省南京市で捕獲された野生のハト1羽、浙江省湖州市内の市場で採取された鶏4羽のサンプルから、A(H7N9)ウイルスが検出された旨、報告されている。ウイルス検出を受け、施設の消毒、鳥の殺処分等の措置が取られている。
- (4月18日の中国農業省による発表)これまでのモニタリング調査のまとめを公表。4月17日までに、84,444サンプル(各地の生鳥市場473カ所、食鳥処理場32カ所、家禽農場896カ所、豚と畜場36カ所、野鳥生息地79カ所、環境サンプル採取ポイント137カ所から採取)のうち、47,801サンプルの検査が終了。そのうち、39サンプルでA(H7N9)ウイルスを検出。(39サンプルには、16日に公表された南京市の野生ハトの1サンプルの他、これまでに公表された生きた家禽を扱う9ヶ所の市場のサンプルが含まれている。)なお、現時点では、家禽や豚の養殖場ではウイルスは検出されていない。
- (4月22日の中国農業省、OIEによる発表)江蘇省南通市の伝書鳩農場でハト1羽からA(H7N9)ウイルスを検出。ウイルス検出を受け、(恐らく同農場の)340羽の殺処分、清掃・消毒などを実施。4月4日にハトから分離されたウイルスと相同性が高かった。これまで、40サンプルでA(H7N9)ウイルスを検出。
- (4月24日の中国農業省、OIEによる発表)4月24日に、河南省の生鳥市場2カ所で採取した環境サンプル2つ、浙江省の生鳥市場で採取された鶏1羽からA(H7N9)ウイルスを検出。ウイルス検出を受け、浙江省の生鳥市場では鶏2羽を殺処分。4月4日にハトから分離されたウイルスと相同性が高かった。これまで、43サンプルでA(H7N9)ウイルスを検出。

3. 政府の主な対応

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/tori_inf/index.html (内閣官房 HP)

- 4月3日(水)
 - ・ 関係省庁実務者(課長級)の会議で情報共有
- 4月4日(木)
 - ・ 官房長官が記者会見で説明。関係省庁実務者(課長級)の会議で情報を共有。官房長官指示を徹底
- 4月18日(木)
 - ・ 政府行動計画案を議題とした関係省庁実務者(局長級)の会議で、中国における鳥インフルエンザA(H7N9)に関する情報を共有。

4. 各省庁の活動状況

<警察庁>

- 4月3日(水)
 - ・ 都道府県警察等に対し、政府の対応等について情報提供。

<総務省>

- 4月4日(木)
 - ・ 都道府県の消防防災主管部局に対し、患者の発生について情報提供(消防庁)
- 4月9日(火)
 - ・ 都道府県の消防防災主管部局に対し、政府の対応等について情報提供。(消防庁)

<法務省>

- 4月4日(木)
 - ・ 地方入国管理官署に対し注意喚起

<外務省>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (海外安全ホームページ)

- 外務省海外安全ホームページ上に感染症スポット情報を発出し、注意喚起を実施
 - ・ 4月3日(水)以降、随時発出(最新:25日(木)その20)
なお、第14報において「労働節及びゴールデンウィーク期間における注意」を発出。
※労働節:国際メーデーの中国における名称。今年は4月29日(月)~5月1日(水)
- 在外公館ホームページ及びメールマガジンにおいて、中国における鳥インフルエンザA(H7N9)発生の情報提供及び在留邦人に対する注意喚起を実施
 - ・ 在上海総領事館:4月1日(月)以降、随時発出(最新:25日(木)第27報)。
なお、19報において「労働節期間中の旅行についての注意喚起」を発出
 - ・ 在中国大使館:4月1日(月)以降、随時発出(最新:25日(木)第19報)
なお、13報において「労働節期間中の旅行についての注意喚起」を発出
 - ・ 在香港総領事館:4月5日(金)、12日(金)、16日、18日(木)、23日(火)
(計5報)
 - ・ 在大連出張駐在官事務所:4月8日(月)、13日(土)、19日(金)、23日(火)(計

4報)

なお、第3報において、「労働節期間中の旅行についての注意喚起」を発出

- ・ 在広州総領事館：4月1日（月）以降、随時発出（最新：24日（水） 計14報）
なお、第11報において「労働節期間中の旅行についての注意喚起」を発出
- ・ 在瀋陽総領事館：4月3日（水）以降、随時発出（最新：24日（水） 計15報）
なお、第11報において「労働節期間中の旅行についての注意喚起」を発出
- ・ 在青島総領事館：4月1日（月）以降、随時発出（最新：24日（水）計20報）
なお、第15報において「労働節期間中の旅行についての注意喚起」を発出
- ・ 在重慶総領事館：4月17日（水）～19日（金）、22日（月）、24日（水）（計6報）
なお、第3報において「労働節期間中の旅行についての注意喚起」を発出
- ・ （公益財団法人）交流協会台北事務所
16日（火） 同事務所ホームページにて、中国における鳥インフルエンザA（H7N9）に関する情報提供を実施、24日（水） 台湾での初の感染者確認を受け、同日中に在留邦人に対しメールによるお知らせを発出。25日（木） ホームページにて在留邦人に、また台湾日本人会に対する情報提供及び注意喚起を実施。
- ・ （公益財団法人）交流協会高雄事務所
17日（木） 同事務所ホームページにて、中国における鳥インフルエンザA（H7N9）に関する情報提供を実施。25日（木） 台湾での初の感染者確認を受け、ホームページにて在留邦人に対する情報提供及び注意喚起を実施。

- 在上海総領事館において、4月1日（月）以降随時、日本人会、安全対策連絡協議会メンバー、地方自治体事務所及び邦人在住マンション掲示板にも上記の情報を伝達・告知
- 以下の在外公館において、鳥インフルエンザA（H7N9）に関する説明会等を実施。
なお、4月26日（金）から28日（日）まで、本邦から東北大学大学院医学系研究科の賀来教授を上海、蘇州及び北京に派遣し、講演相談会を実施予定。
 - ・ 在中国大使館：9日（火）中国日本商会、11日（木）北京日本人会理事会において、中国大領事部長から鳥インフルエンザA（H7N9）概要説明を実施
 - ・ 在上海総領事館：11日（木）安全対策連絡協議会を実施
 - ・ 在瀋陽総領事館：11日（木）瀋陽日本人会幹事に併せて安全対策連絡協議会を実施
 - ・ 在青島総領事館：19日（金）膠州日系企業商工会総会、青島日本人学校運営理事会において、鳥インフルエンザA（H7N9）に関する説明を実施。23日（火）青島日本人会婦人会総会での説明を実施
 - ・ 在重慶総領事館：11日（木）領事出張サービスの際、参加した日本企業関係者（約20人）に対し、鳥インフルエンザA（H7N9）に関する説明と質疑応答を実施・在大連出張駐在官事務所：17日（水）同事務所主催にて海外邦人安全対策連絡協議会を実施。また、19日（金） 大連日本商工会年次総会において、同事務所より鳥インフルエンザの発生状況についての説明を実施
 - ・ 在広州総領事館：12日（金） 惠州日本人会総会での説明を実施
- 在大連出張駐在官事務所：24日（水） 同事務所管轄の庄河市において、「庄河市在住日本人交流会（邦人17名が所属）」を対象に、鳥インフルエンザの発生状況等緊急事態対応に関する説明及び意見交換を行う予定。
- 在広州総領事館：25日（木） 広州日本人学校において保護者に対する説明会及び広州日本商工会に対する企業向けの説明会を実施予定。5月9日（木）、深圳日本人学校、5月10日（金） 東莞日本企業連絡会定期会合において説明を実施予定。

<財務省>

- 4月4日(木)
 - ・ 税関関連部局に対し、情報提供等を実施

<文部科学省>

- 4月1日(月)
 - ・ 上海日本人学校(虹橋校、浦東校)に連絡し、日本人学校の児童・生徒、保護者に関する被害状況を調査。学校の方では感染者等の報告を受けていないことを確認
- 4月8日(月)
 - ・ 上海日本人学校(虹橋校、浦東校)、杭州日本人学校、蘇州日本人学校に連絡し、日本人学校の児童・生徒、保護者に関する被害状況を調査。学校の方では感染者等の報告を受けていないことを確認
 - ・ 各国公私立大学病院に対し、中国で発生している鳥インフルエンザA(H7N9)の患者発生に関して情報提供等を実施
- 4月8日(月)
 - ・ 中国内の全在外教育施設(13校)に注意喚起すると共に、児童・生徒、保護者に関する感染者等の状況を報告するように指示
 - ・ 4月15日現在、全校から感染者等の報告を受けていないことを確認
- 4月16日(火)
 - ・ 中国内の全在外教育施設(13校)に対して、鳥インフルエンザに対する対応状況を大使館、担当領事館と情報共有するよう指示
- 4月24日(水)
 - ・ 16時現在、各在外教育施設からは、感染者等の報告を受けていないことを確認
 - ・ 附属学校を置く各国立大学法人担当課、各都道府県私立学校主管課、各都道府県・指定都市教育委員会総務課、小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局に対し、同日付で初等中等教育局国際教育課事務連絡「海外修学旅行の安全確保について」を通知し、域内及び所轄の学校へ安全確保に細心の注意を払うよう周知徹底を依頼

<厚生労働省>

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/inf_uhlenza/h7n9.html

- ・ 新型インフルエンザ発生の場合に備え、省内の体制を確認・整備中
- ・ 情報収集し、関係者と情報共有を行うとともに、国民に対し情報提供を実施

その他以下の対応を実施

- 4月2日(火)
 - ・ 検疫所のホームページに発生状況を掲載
 - ・ 全国の自治体に対し、発生状況を情報提供
- 4月3日(水)

- ・ 厚生労働省のホームページに発生状況を掲載
- ・ 検疫所においてポスターを掲示し、中国への渡航者と中国からの帰国者へ注意喚起
- ・ 医療機関に対し、症例情報の提供を依頼する通知を自治体に発出
- 4月4日（木）
 - ・ 検疫対応方針の事務連絡を検疫所長に発出
- 4月5日（金）
 - ・ 厚生労働省ホームページにA（H7N9）ウイルスに関する専用サイトを新設
- 4月10日（水）
 - ・ 中国からA（H7N9）ウイルス株が国立感染症研究所に到着（ワクチン株の開発や検査セットの準備を進めている。）
- 4月15日（月）
 - ・ 検査セットを国立感染症研究所より都道府県や検疫所へ発送。
 - ・ 全国の自治体に対し、国内検査体制の事務連絡を発出。
- 4月18日（木）
 - ・ 全国の自治体に対し、検疫所における対応について事務連絡を発送
- 4月19日（金）
 - ・ 検疫所において到着便の乗客に対し健康カードを配布
 - ・ 国立感染症研究所よりリスクアセスメントを発表
(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu-a-h7n9/2276-a-h7n9-niid/3477-riskassess-130418.html>)
- 4月24日（水）
 - ・ 厚生科学審議会感染症部会を開催し、鳥インフルエンザA（H7N9）を感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症に指定すること等について議論し、了承を得る。
- 4月26日（金）
 - ・ 鳥インフルエンザA(H7N9)を感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症に指定する等のための関連政令を閣議決定。5月6日より完全施行。

<農林水産省>

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html#tori_infuluencr

- 4月5日（金）
 - ・ 国際獣疫事務局（OIE）を通じ、家禽における発生状況について情報収集
 - ・ 国内においては、従来から実施している家禽を対象とした鳥インフルエンザのサーベイランス対象鳥種に飼養されているハトを追加し、監視
- 4月6日（土）
 - ・ 都道府県に対し、中国からOIEに報告された低病原性鳥インフルエンザの発生状況を情報提供
- 4月8日（月）
 - ・ 農林水産省及び動物検疫所のホームページに中国からOIEに報告された低病原性鳥インフルエンザの発生状況掲載
- 4月9日（火）

- ・ 航空会社・船会社に対し、鳥インフルエンザ等の発生国からの直行便における旅行者や入国者へのアナウンスの実施や質問表の配布についての協力を改めて依頼
- 4月26日（金）
 - ・ 都道府県に対し、家きん飼養者の海外渡航の自粛の指導の徹底等について改めて通知

<経済産業省>

- 4月8日（月）
 - ・ 関係団体等に対して中国で発生している鳥インフルエンザA（H7N9）の患者発生に関して情報提供を実施

<国土交通省>

- 4月4日（木）
 - ・ 航空局が関係事業者等に対し中国で発生している鳥インフルエンザA（H7N9）の患者発生に関する情報提供を実施
 - ・ 海事局が関係団体に対し本事案に関する情報提供を実施
 - ・ 自動車局が業界団体に対し中国で発生している鳥インフルエンザA（H7N9）の患者発生に関する情報提供を実施
 - ・ 港湾局が港湾管理者及び関係事業団体（港湾運送業、タグ事業）に対し中国で発生している鳥インフルエンザA（H7N9）の患者発生に関する情報提供を実施
- 4月5日（金）
 - ・ 観光庁が関係団体に対し本事案に関する情報提供を実施
- 4月8日（月）
 - ・ 鉄道局が関係事業者等に対し中国で発生している鳥インフルエンザA（H7N9）の患者発生に関する情報提供を実施

<環境省>

<http://www.env.go.jp/nature/choju/infection/infection1.html>

- ・ 国内において定期的に野鳥の糞便（ガンカモ類 10月～5月）及び死亡個体（年間を通じて）のインフルエンザウイルス保有状況調査を実施しており、今のところ、A（H7N9）のインフルエンザウイルスは検出されていない。
- 4月18日（木）
 - ・ 調査対象野鳥に、シギ・チドリ類、サギ類、キジバトを追加することを公表。現在詳細について調整中。

5. その他

- 鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルスの基礎情報
 - ・ これまでに家畜や野鳥等からの検出報告はあるが、ヒトへの感染は報告されていない。
 - ・ 鳥における病原性は低いとの報告はあるが、今回のウイルスについて、人に感染した場合の病原性は調査中。

○ 国民への情報提供（WHO 作成の Q&A）

WHO：中国における人での鳥のインフルエンザウイルス A (H7N9) 感染症に関する Q&A
(2013 年 4 月 5 日更新) (邦訳：国立感染症研究所)

1. インフルエンザ A (H7N9) ウイルスとは何ですか？

インフルエンザ H7 亜型ウイルスは、通常、鳥の間で循環しているインフルエンザウイルスのグループです。インフルエンザ A (H7N9) ウイルスは H7 亜型ウイルスのサブグループの一つです。複数の H7 亜型ウイルス (H7N2、H7N3 および H7N7) の人への感染が時折発見されてきましたが、H7N9 ウイルスの人への感染は中国からの最近のレポートがあるまで報告されていませんでした。

2. インフルエンザ A (H7N9) ウイルスによるヒト感染の主な症状は何ですか？

これまでのところ、この感染症を有する患者は、重症肺炎を患っていました。症状には、発熱、咳、息切れが含まれます。ただし、情報はまだインフルエンザ A (H7N9) ウイルスの感染が起こしうる病気として考えられる範囲に限ったものです。

3. なぜこのウイルスは現在、人間に感染しているのですか？

これまでの感染患者における曝露源が分かっていないので、我々はこの質問に対して、まだ答えを知りません。しかし、分離されたウイルスの遺伝子解析の結果からは、ウイルスは鳥由来であるものの、哺乳動物に適応の兆しを見せていることを示唆しています。これらの適応には、ウイルスが哺乳動物の細胞に結合する能力と、(鳥のそれよりも低くなっている) 哺乳類の通常の体温に近い温度で増殖しうる能力が含まれます。

4. インフルエンザ A (H7N9) ウイルスは、インフルエンザ A (H1N1) ウイルス、およびインフルエンザ A (H5N1) ウイルスとは違うのですか？

はい。すべての 3 つのウイルスはインフルエンザウイルスですが、互いに異なっています。H7N9 と H5N1 は、時には人々に感染する動物のインフルエンザウイルスであると考えられています。H1N1 ウイルスは、人に通常感染するものと、動物に通常は感染するものに大別できます。

5. 人々はどのようにインフルエンザ A (H7N9) ウイルスに感染したのでしょうか？

確定例の中には、動物や動物のいる環境との接触があった者がいます。ウイルスが上海の市場のハトから見つかっています。人がどのように感染したかは分かっていません。動物から人への感染の可能性、同様に人から人への感染の可能性に対して調査が進められています。

6. インフルエンザ A (H7N9) ウイルスの感染をどのように防ぐことができますか？

感染源と感染経路の両方が不確定ではありますが、感染全般を防ぐために基本的な衛生慣行に従うことが賢明です。その中には手指衛生や咳エチケット（原文では「呼吸器の衛生」）と食品安全対策が含まれます。

手指衛生：

- ・ 以下のような時には手を洗いましょう：
 - ・ 食事を用意する前、用意している間、その後。
 - ・ 食べる前。
 - ・ トイレを使用した後。
 - ・ 動物の世話をしたり、動物の排泄物を処理した後。
 - ・ 手が汚れている時。
 - ・ 家人が病気になりお世話をする時。

手指衛生は、また、（汚染面への接触から）自分自身への感染伝播を予防します。これらは、医療機関においては、患者に対して、あるいは医療従事者や他の人への感染伝播を防ぐことにつながります。

・ 肉眼的に汚れている場合には、石けんと流水で手を洗いましょう。そうでない場合は、石鹸と水で手を洗ったり、アルコール製剤による手指のクリーナーを使用しましょう。

咳エチケット：

・ 咳やくしゃみをするときには、医療用マスク、ティッシュペーパー、（服の）袖、または曲げた肘で口と鼻を覆いましょう。その直後に、蓋を閉じることの出来る容器に使用されたティッシュペーパーを捨てましょう。気道分泌物との接触後には、手指衛生を行いましょう。

7. 肉（例：鶏肉や豚肉製品）を食べることは安全ですか？

インフルエンザウイルスはよく調理された食品からは伝染しません。なぜならば、インフルエンザウイルスは通常の加熱調理温度では（食品の全ての部分で70℃に達する、ぐつぐつ煮る、ピンクの部位がない）で不活化するので、家禽や狩猟鳥を含み、適切に準備され、調理された肉を食することは安全です。

病気の動物や病死した動物を食べてはいけません。

アウトブレイクが発生している地域では、適切に調理が行われ、食事の準備が適切に行われていれば、肉製品は安全に消費することができます。生の肉や、未調理の血液を用いた料理の摂食は、高いリスクとなりますのでお勧め出来ません。

8. インフルエンザ A (H7N9) ウイルス用のワクチンがありますか？

インフルエンザ A (H7N9) 感染予防のためのワクチンは現在ありません。しかし、ウイルスはすでに最初の患者から分離され、特徴が分かっています。ワクチン開発の最初のステップは、ワクチンに用いることができる候補となるウイルス株の選択です。WHO は、パートナーと協力して、最良の候補ウイルスを識別するために利用可能なインフルエンザ A (H7N9) ウイルスの特徴を明らかにしていきます。そうして、ワクチンが必要となった場合に、これらの候補ワクチンウイルスは、ワクチンの製造に用いることができます。

9. インフルエンザ A (H7N9) 感染症の治療法がありますか？

中国で行われた臨床検査の結果からは、インフルエンザ A (H7N9) ウイルスは、ノイラミニダーゼ阻害剤（オセルタミビルおよびザナミビル）として知られている抗インフルエンザ薬に感受性があることが示されています。これらの薬は病気の過程で早期に投与される場合、季節性インフルエンザウイルスとインフルエンザ A (H5N1) ウイルス感染に対して有効であることが判明しています。ただし、現時点では、H7N9 感染症の治療のために、これらの薬剤を使用した経験はありません。

(参考)

○Q&A

英文 (WHO) :

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/faq_H7N9/en/index.html

日本語 (国立感染症研究所) :

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flua-h7n9/2273-idsc/3394-h7n9-qa.html>

<関係省庁の照会先について>

1. 事態の概要

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257

2. 感染状況関係について

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257

3. 政府の主な対応関係について

内閣官房新型インフルエンザ等対策室 03-3581-4569

4. 各府省の活動状況関係について

警察庁警備局警備企画課 03-3581-0141

総務省消防庁消防・救急課救急企画室 03-5253-7529

法務省入国管理局総務課企画室 03-3592-6852

外務省領事局政策課 03-5501-8152

財務省大臣官房総合政策課政策推進室 03-3581-7934

文部科学省大臣官房総務課 03-6734-2156

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257

農林水産省消費・安全局動物衛生課 03-3502-5994

経済産業省大臣官房総務課 03-3501-1327

国土交通省大臣官房危機管理室 03-5253-8974

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 03-5521-8285

5. その他

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257